

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 698 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 698 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 10 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 10 月 20 日（金） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 鈴木 広子

委 員 2 番 深谷 英一

3 番 鈴置 省悟

4 番 浅田 昭茂

5 番 服部 啓子

6 番 大威 千里

7 番 竹内 修造

8 番 加古 俊治

9 番 本田 貴士

10 番 小島 春男

11 番 成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番 稲葉きみ子

15 番 大嶋 英二

16 番 神谷 登

17 番 鈴木千代子

18 番 竹内 敬三

19 番 富田 勇治

・欠席委員

（農業委員） 1 番 久野 恵子

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 698 回）

令和 5 年 10 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
5	報告 4	使用貸借契約の解約通知について	
6	報告 5	農地改良届出について	
7	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
8	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
9	議案 3	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について	
10	議案 4	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
11	議案 5	令和 5 年 4 月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

 花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第 698 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 12 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名全員の出席をいただいております。

なお、1 番久野恵子委員から欠席の連絡を受けております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』から、日程第 6、報告第 5 号『農地改良届出について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書 1 頁から 3 頁までの 8 件です。畑が 25 筆、田が 2 筆で、転用面積は合計で 2,221.71 m²の届出がありました。転用目的は、住宅が 4 件、住宅敷地の拡張が 2 件、道路及び宅地がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出いただくもので、議案書 4 頁の 2 件です。畑と田がそれぞれ 1 筆で、合計で 1,149 m²の届出がありました。

続いて、報告第 3 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 5 頁の 1 件です。畑が 3 筆で、合計で 981.21 m²の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『使用貸借契約の解約通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 6 頁の 2 件です。畑が 3 筆、愛知用水路が 1 筆で、合計で 1,613 m²の届出がありました。

最後に、報告第 5 号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ、又は切土して、農地として利用されるもので、議案書 7 頁の 1 件です。畑が 1 筆で、3,828 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しておりました。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 5 号までの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。
次に、日程第7、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の2件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書8頁の大府市農業委員会の許可案件2件です。田と畑がそれぞれ1筆で、合計で1,444㎡の申請がありました。

申請事由としては、1番の案件が現在営農している農地に近く、農作業にも都合がよいことから規模拡大を図るために取得するものです。次に、2番の案件が、30年以上前に父が売買契約の仮登記をしていた農地を、農地法の改正によって正式に取得するためのものです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、富田勇治委員どうぞ。

(富田勇治 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

2番の譲受人は、従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特にないようですので、議案第1号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定します。

次に、日程第8、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用です。議案書9頁の愛知県知事の許可案件の1件です。内訳は、畑が1筆で、転用面積は440.00㎡の申請です。

この案件は、住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、幅員4m以上の道路に囲まれた街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。以上の案件につきましては、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1番の申請地は、土地造成はなく整地のみです。雨水は、敷地内の集水桝で集水後、道路側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員挙手ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で、愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第9、議案第3号『生産緑地に係る農業の主たる従事者につい

ての証明について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について』をご説明します。

生産緑地法第10条に基づき、農業の主たる従事者が、死亡又は農業に従事することが不可能とされる故障を有することとなった場合、市長に買い取りを申し出ることができることとなっています。その際に必要な証明で、議案書10頁の1件の申請がありました。本案件は、主たる従事者の死亡によるものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

今回の申出については、主たる従事者の死亡による買取り申出であり、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定します。

次に、日程第10、議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを趣旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書の11頁の1件です。借り手は、市内の方が1名で、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。なお、この案件は、借受人を個人から法人へ変更するもので、賃貸借契約の合意解約として、10月4日付で農地法第18条第6項の規定による通知書を受理しています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定します。

次に、日程第11、議案第5号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』をご説明します。農業経営基盤の強化を図ることを趣旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書12頁の1件です。借り手は、市内の方が1名で、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号について採決します。

原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定します。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第698回の総会を閉会します。